

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第68号 松崎町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第68号は、松崎町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（伴 高志君） この条例は、先ほども出ましたけれども個人番号との関連になると思いますので、非常にこの法律に対しては慎重に進めていくか、もしくはもうはっきりと反対を表明するという意味でも部分的ではありますが反対を表明したいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号 松崎町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい

ての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---